

令和3年11月26日

神戸市福祉局介護保険課・
監査指導部（介護保険サービス・法人指導監査担当）

「神戸市シルバーサービス事業者連絡会 居宅介護支援分科会
介護支援専門員 スキルアップセミナー」第一部 資料②

追加で提出された質問の回答については、下記のとおりです。

追加 1. ケアプランチェックにおいての予防プランについては委託された居宅介護支援事業所 チェックに入るのではなく委託元のアんしんすこやかセンターでチェックしたほうが望ましいのではないのでしょうか？

→（介護保険課）

本市は、介護認定者のうち軽度である要支援者の自立支援を目指したケアプランチェックを重点的に取り組むことにしています。一部委託先の要支援のケアプランは、ケアプランチェックで自立支援に資するプランになるようケアプラン作成者に助言しており、ケアプランの見直し等、必要に応じて委託元のアんしんすこやかセンターに相談を勧めております。あんしんすこやかセンターが作成する要支援のケアプランチェックは介護保険課が実施しています。

なお、要支援者の自立支援に資するケアプラン作成の支援の1つとして、リハビリ専門職によるケアプラン作成者との同行訪問を実施しています。希望される介護支援専門員の方は、介護保険課ケアマネジメントラインまでご相談下さい。

※既に回答している「質問⑦」と同様の回答となる。

質問⑦. 予防プランの確認をされるのはなぜか？（あんすこがチェックしているのではないのか）

追加 2. コロナ禍においてのケアプランチェックの方法（帳票提出期限、ヒアリング方法）は担当者によって異なるのか？

→（介護保険課）

帳票提出期限は、変更ありません。

ヒアリング方法は、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、緊急事態宣言発令中等の感染拡大リスクの高い時期において、ケアプラン作成者と対面でのヒアリングは実

施せず、代替手段としてオンラインや電話によって行いました。

追加 3. 実地指導において事前チェックのメールが届いて提出したが、その後に連絡等がないので不安である。今後の流れを見える化してほしい。

→監査指導部（介護保険サービス・法人指導監査担当）

ご質問の自己点検は、全事業所の中から一定数を対象に行っており、この自己点検結果を踏まえて、実地指導を行っています。

また、自己点検シートを提出いただきましても新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、やむをえず実地指導を中止または延期する場合があります（通知文にも記載しています）。

ご要望の件については、来年度以降、どう取り扱うのかを含めて検討させていただきたいと考えています。

追加 4. 特定事業所加算の算定要件において

ア. 地域包括支援センター「等」主催の事例検討会「等」への参加

イ. 他の法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会・研修会「等」を実施

ア. イ. のどちらかではなく、両方必要ですか？「等」にはどんなことが該当しますか？

→監査指導部（介護保険サービス・法人指導監査担当）

・特定事業所加算の算定要件において、以下の 2 点が明記されていることから、両方必要です。

（8）地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること

（12）他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること

・「等」については、類するものです。

追加 5. 令和 3 年 4 月に新規立ち上げの事業所ですが、注意すべき点をお示しいただきたい。

→監査指導部（介護保険サービス・法人指導監査担当）

全体的な傾向として、国基準等をあまり読まれていないように思われる事業所が見受けられることから、

以下の資料等を読まれることを推奨します。

・ 集団指導の資料

・国の基準（社会保険研究所編「介護報酬の解釈」（青本、赤本、緑本））

【追記】

既にご存じのことかとは思いますが、（居宅介護支援事業所については）運営基準減算や特定事業所集中減算となる場合があります。

また、特定事業所加算の要件の一つとして、「（９）居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。」があります。

運営基準減算や特定事業所集中減算に該当した場合、特定事業所加算の要件を満たさなくなりますのでご注意願います。

※参考 青本 P.853、857

追加６． サービス提供事業所の新設加算（LIFE 等）の取得状況がおわかりであれば教えてほしい。

→ 監査指導部（介護保険サービス・法人指導監査担当）

加算取得状況の統計はとっていません。

なお、令和 3 年 10 月 12 日付福祉新聞（全国老人福祉施設協議会調査）によれば、L I F E 関連加算の算定状況として

- ・科学的介護推進体制加算 5 4 %
- ・栄養マネジメント加算 3 1 %
- ・個別機能訓練加算 2 8 %

などとなっています。

追加７． 軽微な変更について、サービス提供回数の変更があった場合、緊急時や一時的であればプラン再作成が必要ではなく、支援経過記録に記載、ただし、その状況が 2 か月以上続く場合は担当者会議を開催しプラン作成が必要と認識しているが誤りはないか？

→（介護保険課）

軽微な変更について、神戸市の考え方は、「緊急の場合や一時的に必要な場合は、理由を支援経過に記載することで再作成は行わない。しかし、その状況が 2 か月以上続く場合は再作成を行う。」としています。介護予防サービスの場合等その他詳細は、神戸市のホームページに掲載しているので、ご参照下さい。

追加 8. 通院時情報連携加算の算定についてケアプランへの記載が必要か？支援経過記録への記載でよいか？

→監査指導部（介護保険サービス・法人指導監査担当）

お尋ねの件（通院時情報連携加算）については、居宅サービス計画（ケアプラン）第5表「居宅介護支援経過」に医師等と連携したことがわかる内容を記載することで要件を満たします。医師等から得た情報によりケアプラン変更の必要がある場合は、同第1表「居宅サービス計画書（1）」に反映させてください。

なお、様式は定められていません。

※参考1 青本 P.866

※参考2 <https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/houshukaitei.html>

追加 9. 居宅介護支援の提供時の利用割合について文書で交付して署名を行なうタイミングについて、サービス開始時以外に6か月ごとに交付、署名は必要ですか？

→監査指導部（介護保険サービス・法人指導監査担当）

国通知では、

「前6か月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする

①前期（3月1日から8月末日）

②後期（9月1日から2月末日）」

とされおり、対象期間ごとに年2回必要です。

※参考：赤本 P. 840

追加 10. サービス利用票についてモニタリング訪問時に押印は必要ですか？支援経過記録に交付した記録を残すだけでよいですか？

→監査指導部（介護保険サービス・法人指導監査担当）

今回配付している資料の下記部分を参照願います。

質問②. 契約書、計画書、利用票の毎月の印鑑は不要と言いながらも、もしかしたら指摘されたらどうしよう・・・と思って仕事をしているケアマネは多い。保険者としてはっきり「不要」と言ってほしい。

→（回答）

契約書等の押印は不要ですが、（同意を確認する）代替手段として、署名（電子署名）及び電子メールでの意思確認等があると考えます。署名以外の方法については、「押印につい

でのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参照ください。

<http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>